綾瀬防火協会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、綾瀬防火協会と称する。

（事務局）

第２条　本会の事務局は、綾瀬防火会会長が指定する。

（目的）

第３条　本会は、消防思想の普及、徹底を図り、防火管理の強化につとめ、もって災害防止に努めるとともに併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

(1)　防火管理、危険物安全管理、ＬＰガス保安管理等に関する知識普及及び技術の研究に関すること。

(2)　防火防災体制の確立と思想の普及のための教育等に関すること。

(3)　災害予防のため消防本部の業務協力に関すること。

(4)　防火安全優良事業所及び功労者の表彰に関すること。

(5)　その他、本会の目的を達成するため必要と認める事項。

第２章　組織

（会員）

第５条　本会の会員は、次の事業所等でこの会の目的の賛同する者をもって組織する。

(1)　正会員

綾瀬市内にある事業所で防火管理を必要とする事業所

ア　防火管理者を必要とする事業所又はこれに準ずる事業所

イ　危険物、高圧ガス又は毒劇物等を取り扱う事業所

ウ　防火防災上関係ある事業所

エ　会長が認めた事業所

(2)　賛助会員

本会の目的に賛同する者

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

⑴　会　長　　１名

⑵　副会長　　３名

⑶　理　事　　２２名以内

⑷　会　計　　２名

⑸　監　事　　２名

（役員の選出）

第７条　会長、副会長、理事、会計及び監事は、総会において承認する。

（役員の職務）

第８条　会長は、本会を代表し会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長があらかじめ定める順位に従いその職務を代行する。

３　理事は、会務の執行にあたる。

４　会計は、会計事務を処理する。

５　監事は、本会の会計及び業務執行の状況を監査する。

（顧問）

第９条　本会に顧問を置くことができる。

⑴　顧問は、綾瀬市長及び綾瀬市消防長を会長が委嘱する。

なお、任期満了に伴う退任会長は引き続き２年間を顧問として残任する。

⑵　顧問は、会長の諮問に応じ会務について意見を述べることができる。

（役員の任期）

第１０条　役員の任期は、２年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任されることができる。

（役員の改選）

第１１条　任期満了による役員の改選にあっては、役員総数の概ね３分の１以上が交代するように努める。

２　役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任の役員が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第１２条　役員としてふさわしくない行為があったときは役員会議の４分の３以上の同意によりこれを解任することができる。

第３章　会議

（会議）

第１３条　会議は、総会及び役員会議とする。

２　会議は、会長がこれを招集する。

３　会議の議長は、会長が行う。

４　会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

５　総会及び役員会議においては、２分の１以上（委任状を含む）の出席がなければ開くことができない。

（総会）

第１４条　総会は、正会員をもって構成する。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

３　通常総会は、毎年１回以上招集し、臨時総会は会長及び役員会議が必要と認めたとき、これを招集する。

（総会議決事項）

第１５条　総会は、次の事項を議決する。

⑴　毎年度事業計画及び報告に関すること。

⑵　予算及び決算に関すること。

⑶　役員の承認に関すること。

⑷　会則の改廃に関すること。

⑸　その他役員会議において必要と認めた事項。

（役員会議）

第１６条　役員会議は、第６条に規定する役員をもって組織する。

２　役員会議は、必要に応じて随時招集し、次の事項を審議し決定する。

⑴　総会に提出すべき議案。

⑵　会議の議決を要する事項であるが、急を要し会長がこれを招集するいとまがないと認めた事項。ただし、次回総会の承認を得るものとする。

⑶　総会の議決による事業の運営に関する事項。

⑷　総会により委任された事項。

⑸　本運営に必要な細則の制定、改廃事項。

⑹　役員人事に関する事項

⑺　その他本会の事業を行うための必要な事項。

第４章　会計

（会計年度）

第１７条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わるものとする。

（予算の補正）

第１８条　年度内においいて予算に補正を必要とするときは、役員会議において決定することができる。ただし、急を要する場合は会長の権限とし、次回総会の承認を得るものとする。

（決算）

第１９条　決算は、年度終了後、監事の監査を受け会長は監事の意見書を付してこれを総会に提出し、その承認を求めなければならない。

（経費）

第２０条　本会の経費は、会費・補助金・事業収入・助成金・その他の収入をもってこれにあてる。

（会費）

第２１条　本会の会費は、次の区分により徴収する。ただし、会務運営上経費に不足が生じ、又は余剰が生じた場合には、役員会議の議決により、会費を臨時に徴収し、又は減額することができる。

⑴　正 会 員　　年額　　１８，０００円

⑵　賛助会員　　年額　　１２，０００円

２　会費は毎年度の始めに会計の指定する方法により前納するものとする。

３　年度の途中にて入会する場合は、当該年度の残月数の割合により算出した額を入会時に一括納入するものとする。

４　年度の途中にて退会する場合は、会費は還付しないものとする。

第５章　入会・退会及び除名

（入会）

第２２条　本会に入会の場合は、入会届（第１号様式）により、会長に申し出るものとする。

（異動）

第２３条　会員は、当該年度における会員名簿記載事項に異動が生じた場合は、異動届（第２号様式）により会長にすみやかに届け出るものとする。

（退会）

第２４条　会員が退会すしようとする時は、退会届（第３号様式）により会長に届け出なければならない。なお、会費に未納分があるときは納入しなければならない。

（除名）

第２５条　会長は、会員が協会の目的に反する行為を行ったとき又は、協会の体面を傷付けたときは、役員会議の議決により除名することができる。

２　前項の除名を行う場合は、除名通知書（第４号様式）により、当該協会員に通知するとともに会員名簿より削除する。

第６章　雑則

（帳簿）

第２６条　本会には、次の帳簿を備えるものとする。

(1)　会員の名簿

(2)　役員の名簿

(3)　現金出納簿

(4)　関係書類簿

（細則への委任）

第２７条　本会の運営に必要な事項は細則において定める。

附　則

１　この会則は、昭和６２年５月６日より施行する。

２　この会則施行により綾瀬ＬＰガス保安協会、綾瀬危険物安全協会、綾瀬防火管理協会会則は廃止しする。

附　則

この会則は、議決の日（平成元年４月２５日）から施行し、平成元年４月１日から適用する。

附　則

この会則は、議決の日（平成３年４月２３日）から施行し、平成３年４月１日から適用する。

附　則

この会則は、議決の日（平成１１年５月２４日）から施行し、平成１１年４月１日から適用する。

附　則

この会則は、議決の日（平成１３年５月１１日）から施行し、平成１３年４月１日から適用する。

附　則

この会則は、議決の日（平成１７年５月１２日）から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附　則

この会則は、議決の日（平成２６年５月９日）から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この会則は、議決の日（平成２７年５月８日）から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この会則は、議決の日（平成２９年５月１５日）から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この会則は、議決の日（令和２年５月２０日）から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この会則は、議決の日（令和３年５月２１日）から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この会則は、議決の日（令和４年５月２４日）から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この会則は、議決の日（令和７年５月１６日）から施行し、令和７年４月１日から適用する。